

(別紙2)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第2項に基づき、課徴金額は、
(公開買付けの実施に関する事実が公表された翌日の終値等) × (買付株数)
－ (買付価格) × (買付株数)

となる。

したがって、課徴金額は下記①から⑩までの合計額の167万円となる。

- ① オーツキ・ストラテジック・インベストメント株式会社によるテクノエイト株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後の直近のテクノエイト株式会社の株価である平成17年11月14日の始値は、546円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (546円 \times 1,000株) \\ & \quad - \text{買付価額} 453,000円 (453円 \times 1,000株) \\ & = 93,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、9万円

- ② 日本電気株式会社によるNECインフロンティア株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後の直近のNECインフロンティア株式会社の株価である平成17年11月28日の始値は、566円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (566円 \times 1,000株) \\ & \quad - \text{買付価額} 485,000円 (485円 \times 1,000株) \\ & = 81,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、8万円

- ③ イオン株式会社によるオリジン東秀株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成18年2月1日のオリジン東秀株式会社の株価の終値は、3,150円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (3,150円 \times 500株) \\ & \quad - \text{買付価額} 1,340,000円 (2,680円 \times 500株) \\ & = 235,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、23万円

- ④ アサヒビール株式会社による和光堂株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成18年4月25日の和光堂株式会社の株価の終値は、7,380円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (7,380円 \times 200株) \\ & \text{— 買付価額 } 996,000円 (4,980円 \times 200株) \\ & = \underline{48万円} \end{aligned}$$

- ⑤ 株式会社ファーストリテイリングによる株式会社キャビンの株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成18年7月25日の株式会社キャビンの株価の終値は、675円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (675円 \times 1,000株) \\ & \text{— 買付価額 } 612,000円 (612円 \times 1,000株) \\ & = 63,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、6万円

- ⑥ 住友ベークライト株式会社による筒中プラスチック工業株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成18年11月2日の筒中プラスチック工業株式会社の終値は、532円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (532円 \times 2,000株) \\ & \text{— 買付価額 } 886,000円 (443円 \times 2,000株) \\ & = 178,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、17万円

- ⑦ エスアイシー・インベストメント株式会社による東芝セラミックス株式会社の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成18年11月1日の東芝セラミックス株式会社の株価の終値は、596円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (596円 \times 1,000株) \\ & \text{— 買付価額 } 560,000円 (560円 \times 1,000株) \\ & = 36,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、3万円

- ⑧ IGC株式会社による株式会社ベルテクノの株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後の直近の株式会社ベルテクノの株価である平成18年11月20日の始値は、845円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (845円 \times 2,000株) \\ & \quad - 買付価額 1,500,000円 (750円 \times 2,000株) \\ & \quad = \underline{19万円} \end{aligned}$$

- ⑨ 株式会社AOKIホールディングスによる株式会社マルフルの株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日が市場休業日であるため、以後の直近の株式会社マルフルの株価である平成19年3月12日の始値は、527円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (527円 \times 1,000株) \\ & \quad - 買付価額 408,000円 (408円 \times 1,000株) \\ & \quad = 119,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、11万円

- ⑩ 投資事業有限責任組合キャス・キャピタル・ファンド三号による株式会社家族亭の株券の公開買付けの実施に関する事実の公表翌日の平成19年8月8日の株式会社家族亭の株価の終値は、665円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

$$\begin{aligned} & (665円 \times 2,000株) \\ & \quad - 買付価額 1,099,000円 (注) \\ & \quad = 231,000円 \end{aligned}$$

⇒課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、23万円

(注) 買付価額は、 $\left\{ \begin{array}{l} 549円 \times 1,000株 \\ 550円 \times 1,000株 \end{array} \right\}$ の合計額である。